

令和8年度静岡県交通安全実施計画の概要

(くらし・環境部くらし交通安全課)

第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通環境の整備	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（法定速度の引き下げ）、幹線道路における交通安全対策の推進（環状交差点の推進）、交通安全に寄与する道路交通環境の整備（地域に応じた安全の確保）ほか
第2節 交通安全思想の普及徹底	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（高校生・高齢者・外国人に対する交通安全教育の推進）、交通安全に関する普及啓発活動の推進（自転車の安全利用を図るための法令周知やヘルメット着用促進、自動車の安全利用の推進、新しい小型モビリティの安全対策）ほか
第3節 安全運転の確保	運転者教育等の充実（外免切替制度への適切な対応、妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での充実、外国人運転者対策の強化）、自動運転等の安全の確保と支援、事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策（少子超高齢社会における交通事故の防止対策、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化）ほか
第4節 車両の安全性の確保	車両の安全性に関する基準等の改善の推進ほか
第5節 道路交通秩序の維持	交通指導取締りの強化ほか
第6節 救助・救急活動の充実	救助・救急体制の整備ほか
第7節 被害者支援の充実と推進	自動車損害賠償保障制度の充実等ほか
第2章 鉄道交通の安全	
第1節 鉄道交通環境の整備	鉄道施設等の安全性の向上、運転保安設備等の整備
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	学校、沿線住民等を対象とした鉄道安全知識の浸透ほか
第3節 鉄道の安全な運行の確保	保安監査等の実施ほか
第4節 救助・救急活動の充実	鉄道重大事故等に備えた関係機関との連携・協力体制強化ほか
第5節 被害者支援の推進	国交省の公共交通事故被害者支援室による相談ほか
第6節 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	運輸安全委員会の事故等調査により得られた結果等に基づく勧告等に対する必要な措置の実施ほか
第3章 踏切道における交通の安全	
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	遮断時間が特に長い踏切道や交通量の多い踏切道等での除却の促進、鉄道の立体交差化ほか
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	踏切遮断機の整備、踏切遮断時間の短縮化ほか
3 踏切道の統廃合の促進	地域住民の通行に支障がない踏切道の統廃合の推進ほか
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	踏切安全通行カルテの作成・公表、踏切通行時の違反取締り、踏切事故防止キャンペーンの推進ほか
第4章 大規模地震に備えての交通の安全	
1 臨時情報発表時	道路交通情報板やサインカー等による情報提供ほか
2 地震発生時	緊急交通路等の確保ほか
3 平時における措置	緊急通行車両の事前届出の推進ほか
4 その他の交通安全対策	既存の道路橋の耐震補強等ほか

※ 太文字が主要な変更点